

東日本 休暇の新設を提案

JR東日本は、休暇の新設について提案を行なってきた。その主な内容は

リフレッシュ休暇

(1) 二五年勤続表彰受賞者に対し、一回に限り連続二日以内の「リフレッシュ休暇」を有給休暇として付与する。

休日等、年休と連続してリフレッシュ休暇を取得する場合に限り前後、中間に分割して付与することができる。

(2) 「リフレッシュ休暇」の有効期間は基準日の翌日から一年間とする。

基準日は一〇月一四日。

(3) 「リフレッシュ休暇」の請求手続きは「休暇の請求手続き」と同様。

(4) 平成十二年度の二十五年度勤続表彰受賞者から適用する。

保存休暇

(1) 失効した年休日数のうち、一年あたり2日、最大20日を限度に「保存休暇」として累積することができる。

(2) 「保存休暇」は、1暦日を単位として、以下の事由で欠勤する場合に限り使用することができる。

- ア 私傷病
- イ ボランティア活動
- ウ 「リフレッシュ休暇」と連続したリフレッシュのための欠勤

(この場合は、三日間を限度とし、リフレッシュ休暇、休日年休、と連続して取得する場合には限り、それらの前後、中間に分割使用できる。

(3) 「保存休暇」は、社員が退職する場合又は解雇となった場合には、その時点で効力を失う。

(4) 実施時期は

ア 保存休暇の累積については平成12年3月31日以降に失効した年休から累積する。

イ 使用については、平成12年10月15日から使用できるものとする。

動労総連合が申し入れ

動労総連合は、この提案に対して、申第17号をもって申し入れをおこなった。

1. 現在でも、研修、業務研究、小集団活動等による非稼働日が相当数発生し、それが年休の取得を圧迫している状況にふまえ、休暇の新設にあたっては、標準数算定の基礎となる休日等の日数を見直すこと。

2. 「リフレッシュ休暇」について

(1) 35年勤続者表彰受賞者も「リフレッシュ休暇」の対象とし、それぞれ五日間を付与すること。

(2) 今年度以前に25年ないし35年勤続者表彰を受賞した社員も、遡って「リフレッシュ休暇」の対象とすること。

3. 「保存休暇」については、使用事由に係わりなく、退職年度に、累積した日数を一括して請求できる制度とすること。この申し入れに基づき交渉を行ってきた。

また、「リフレッシュ休暇」の対象者や日数、「保存休暇」の一括請求についても提案どおりに行なうと回答してきた。

JRは、きちんと年休、休暇の取れる要員を確保しろ！要求獲得までたたかおう！

八・二二労働者集会へ

結集しよう！

「四党合意」は、13年に及ぶこれまでの闘いを全て否定し、首切りと不当労働行為を是認せよと迫るものだ。7月1日の国労臨時全国大会における闘争団、家族、組合員の決起が国労の変質を食い止め、団結を守りぬいたのだ。

国労本部は、闘争団、家族や組合員の抗議の声をふみにじって8月26日に統開大会を開こうとしている。今、統開大会を強行するということは、団結のヒビがさらに拡大し、消しがたい溝・亀裂が一層深まることは目に見えているのだ。

われわれも、1047名の一員として国労闘争団と家族の必死の訴えを心から支持し、ともに闘いぬかなければならない。

8・22集会に全力で結集しよう。

- ◎ とき 八月二二日 (火) 十八時より
- ◎ ところ 労働スクエア東京 (大ホール)
- ◎ 主催 国鉄千葉動力車労働組合
- ◎ 指定列車 (1) 総武線経由

(2) 千葉駅十番線発 16時44分快速列車最後部
京葉線経由
蘇我駅発 16時57分快速列車最後部